

神戸市環境常時監視システム再構築業務 実施要領
(公募型プロポーザル)

1 案件名称

神戸市環境常時監視システム再構築業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市（以下「本市」という。）では、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 22 条に基づき、1973 年度よりテレメーターシステムを用いた環境常時監視システムにより大気汚染物質等の常時監視を実施している。

同システムでは本市と実際に大気等の測定を行っている一般環境大気測定局（15 局）、自動車排出ガス測定局（5 局）、気象観測局（2 局）を通信回線で常時接続し、大気中の二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質濃度や風向・風速等の大気汚染状況のデータ収集・管理を実施しており、収集データについては環境常時監視システムや兵庫県大気汚染常時監視システムを通じて公表しているほか、統計的処理や解析等を行い、国等への報告や環境汚染対策の基礎資料として活用している。

本業務は、現行の環境常時監視システム（以下「現システム」という。）の運用に必要なアプリケーション、ソフトウェア及び機器のシステム一式について、本市のサーバ仮想化基盤を利用した環境常時監視システム（以下「新システム」という。）への再構築を目的とする。

(2) 業務内容

神戸市環境常時監視システム再構築業務（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 事業規模（契約上限額）

金 39,500,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水曜）まで

(5) 履行場所

神戸市役所

神戸市環境局環境保全課（神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階）

環境局が指定する場所（市内測定局）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「契約書案（頭書及び委託契約約款）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税、これらの税金の滞納（未申告も含む）がないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと。また、同要綱第 5 条に該当しないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (7) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (10) 共同企業体による応募の場合は代表者を決定することとし、代表者及び構成員が上記（1）から（9）を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。
- (11) 共同企業体の構成員は、単独での応募又はほかの企業体の構成員として、重複して応募しないこと。

5 スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 公募開始 | 2026 年 5 月 8 日（金曜）15 時以降 |
| (2) 参加申請関係書類及び質問書の提出期限 | 2026 年 5 月 22 日（金曜）17 時まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 2026 年 5 月 29 日（金曜）まで（予定） |
| (4) 応募書類の提出期限 | 2026 年 6 月 19 日（金曜）17 時まで |
| (5) 企画提案審査会の開催 | 2026 年 6 月下旬～7 月初旬（予定） |
| (6) 選定結果通知・公表 | 2026 年 7 月中旬（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2026 年 7 月下旬（予定） |
| (8) 事業完了 | 2027 年 3 月 31 日（水曜） |

6 参加申請

- (1) 受付期限
2026 年 5 月 22 日（金曜）17 時まで
- (2) 提出方法
電子メール
件名は、「環境常時監視システム再構築：参加申請（事業者名）」とすること。
- (3) 送付先
神戸市環境局環境保全課 (airmonitoringsystem@city.kobe.lg.jp)
- (4) 提出書類
次の①～⑥に掲げるものを、データ（PDF 形式）で提出すること。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領 11 の担当部署まで連絡すること。なお、

神戸市の入札参加資格がある場合、又は直近1年以内に神戸市環境局環境保全課に別件契約又はプロポーザルのために提出している書類もしくは受託実績があり、かつ内容に変更がない場合は、下記②および④の提出は不要とする。

- ① (様式第2号) 参加申請書兼誓約書
- ② 法人登記簿謄本(提出日から起算して3カ月以内に発行された正本)
- ③ (様式第3号) 法人・団体概要
※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可とする。
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書(直近1年分、写しでも可)
※滞納がないことを証明する納税証明書によること。
※国税(法人税、消費税及び地方消費税)の詳細については国税庁ホームページを参照すること。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)
※当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村の納付を証する証明様式にて提出すること。
- ⑤ (様式第4号) 神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書
- ⑥ (様式第5号) 共同企業体結成届出書
※共同企業体による参加申込の場合のみ提出すること。
※共同企業体による参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記②～⑤を提出すること。
※共同企業体による参加申込を行う場合は、構成員の役割分担を明記した共同企業体協定書(任意様式)を提出すること。

7 質問の提出

- (1) 提出期限
2026年5月22日(金曜)17時まで(必着)
- (2) 提出方法
電子メール
電子メールの件名は、「環境常時監視システム再構築：参加申請(事業者名)とすること。
- (3) 送付先
神戸市環境局環境保全課 (airmonitoringsystem@city.kobe.lg.jp)
- (4) 提出書類
(様式第1号) 質問票
※応募(企画提案)にあたり、本質問票の提出は必須ではない。
- (5) 質問に対する回答
ア 回答日
2026年5月29日(金曜)予定
イ 回答方法
全ての質問をとりまとめ、質問者を特定しない形式で本市ホームページの「情報システム関係業務委託」のページに掲載する。
(https://www.city.kobe.lg.jp/a29931/business/contract/system_consignment/index.html)
なお、質問がなかった場合は、その旨を掲載する。

8 応募(企画提案)の手続き

- (1) 提出期限
2026年6月19日(金曜)17時まで
※持参による場合の受付時間は、開庁日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の9時から12時まで及び13時から17時までとする。

- (2) 提出方法
電子メール
- (3) 送付先
神戸市環境局環境保全課 (airmonitoringsystem@city.kobe.lg.jp)
- (4) 提出書類
次の①～③に掲げるものをデータ (PDF 形式) で提出すること。様式は自由とするが、A4 サイズとする。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領 11 の担当部署まで連絡すること。
 - ① 企画提案書
※企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - ア 本業務に対する考え方、システム再構築の実施方針
 - イ 提案のセールスポイント (本業務の遂行に係る実施能力とその根拠を含む)
 - ウ 本業務の実施方法、手法等
 - エ システムの機能要件・帳簿要件・非機能要件・セキュリティ要件への対応
 - オ 本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ② 類似業務実績 (構築後のシステムの保守・管理業務実績を含む)
 - ③ 提案見積と積算根拠

9 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務理解【10点】
 - ・再構築しようとするシステムの位置づけや重要性を理解しているか。
 - ・理解した内容に応じた新システムの再構築方針を提示できているか。
- イ 類似業務実績など【20点】
 - ・本市を含む自治体において、同様のシステムを構築又は再構築した実績を複数有しているか。
 - ・構築後のシステムを運用保守した実績があるか。
- ウ 確実な業務遂行【25点】
 - ・業務遂行に係る実施能力と根拠は十分でかつ信頼できるものか。
 - ・期限までに納品可能な現実的スケジュールが設定されているか。
 - ・業務遂行のための必要な体制が確保されているか。
- エ 機能要件等【20点】
 - ・仕様書別紙に示す「機能要件」「帳簿要件」を満足できる内容となっているか。
 - ・使用性・操作性要件に対応した再構築提案となっているか。
- オ 非機能要件・セキュリティ要件【5点】
 - ・非機能要件・セキュリティ要件に対応した提案となっているか。
- カ 地元企業に対する加点【10点】
- キ 価格点【10点】

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸市環境常時監視システム再構築業務選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 留意事項
 - ・審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「確実な業務遂行」の得点が高い方に決定する。それでもなお同点の場合は、選定委員の協議により決定する。
 - ・審査の結果、審査委員の平均点が 65 点に満たない場合は、委託候補先として選定しない場合がある。
 - ・選定した委託候補者と契約締結の協議を行う。なお、最優秀提案者の辞退等がある

った場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

- ・ 契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、本市は、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に電子メールにて通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

また、参加者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面にて説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として参加者の評価項目別の点数を示すものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルの提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に修正や変更、追加等があった場合は、本市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載している内容を更新する。
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>)
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外に参加者に無断で使用しない。ただし、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の政党な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出書類は、選考結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申込後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに（様式第6号）参加辞退届により本要領の担当部署に届け出ること。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 本要領6～8に関して E メールでの提出が難しい場合は、11 の担当部署に相談すること。

11 担当部署、問い合わせ先

神戸市環境局環境保全課

【所在地】〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階

【電話番号】078-595-6215 【FAX 番号】078-595-6256

【E メール】airmonitoringsystem@city.kobe.lg.jp